

令和3年度 第2回 自動車検査員教習の実施について

記

1. 期日

- (1) 教習日 令和4年1月12日(水)から1月15日(土)まで
(詳細は別表のとおり)
- (2) 教習修了試問日 令和4年2月2日(水)

2. 教習及び修了試問の場所

- ・教習場所 座学及び実習の場所は契約後決定
- ・教習修了試問場所 契約後決定

3. 受講資格

- (1) 道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号の整備主任者(二級自動車シヤン整備士の技能検定のみに合格している者を除く。)として、教習開始日(教習修了試問日)の前日において1年以上(一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、6月以上)の実務の経験(電子制御装置整備のみを行う事業場での実務経験を除く)を有し、かつ、令和3年度整備主任者(法令)研修(自主学習)を実施していること。
- (2) 道路運送車両法第94条の4第4項に基づき自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。
- (3) 道路運送車両法の規定に違反(自動車検査員の解任命令に相当するものに限る。)する事実が認められ、かつ、当該行政処分の決済日以前に自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

※ (2)、(3)については、「自動車検査員教習」を「自動車検査員再教習」と読み替える。

4. 教習の申し込み期間

令和3年11月29日(月)から12月3日(金)までの9時から17時までとし、次のとおりとする。

- ・本人持参、代理の場合は委任状添付(郵送不可)
- ・先着順とて定員(90名)に達し次第締め切り

5. 教習の申し込み手続き

教習を受ける者は、自動車検査員教習実施要領実施細目(平成16年10月4日付け九運技整第361号)による自動車検査員教習受講申込書(第1号様式)、自動車検査員再教習を受ける者は自動車検査員再教習受講申込書(第1号様式の2)及び資格要件の事実を証する書面並びに申請者のあて名を書き切手(84円)を貼った封筒を2枚(一社)熊本県自動車整備振興会を經由し九州運輸局長(運輸支局長)あて提出すること。

6. 教習内容

「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領について」(平成14年7月1日付け国自整第63号)記第2節(自動車特定整備事業及び指定自動車整備事業の指導要領)第4項(2)に規定する事項について教習する。

なお、自動車検査員教習実施要領(平成16年10月4日付け九運達第11号)第9条の特例に該当する場合は教習修了試問のみとする。

7. 携行品

別途指定(公示)する教習教材、鉛筆、消しゴム等の筆記用具及び簡易電卓等の溪さん用具